



佐賀県公報

平成16年
5月10日
(月曜日)
号 外

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

公安委員会事項

○佐賀県警察行政手続電子化システム設計・開発業務委託に係る総合評価一般競争入札

(公告) 一

○ 公安委員会事項

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

収支等命令者

佐賀県警察本部長 菊 谷 岩 夫

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県警察行政手続電子化システム設計・開発業務委託
- (2) 委託業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託業務場所 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部庁舎内において同本部が指定した場所及

び受託者の申請により同本部が認めた場所

- (4) 委託業務期間 契約の日から平成17年3月31日まで
- (5) 予算額 125,064,000円

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業・法人又は佐賀県警察行政手続電子化システム業務特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）による総合評価一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置

ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置

セ 解散後の瑕疵担保責任

ソ その他必要な事項

- (2) 入札に参加する者の資格は、単独企業・法人にあっては次のアに掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

ア 単独企業・法人の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。

- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の

申立てをなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。

(エ) 共同企業体の構成員でないこと。

(オ) 協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の構成員数は、4社（法人を含む。）以内であること。

(イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(ウ) すべての構成員が出資金総額を構成員数で除して得た額の10分の6以上の出資比率を有すること。

(エ) 構成員のすべてがアの(ア)から(ウ)までに該当しないこと。

(オ) 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(カ) 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部警務部会計課

電話 0952-24-1111

ファクシミリ 0952-24-5972

E-mail kenkei@po.saganet.ne.jp

(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間

ア 入札説明書

平成16年5月10日（月）から平成16年5月24日（月）まで佐賀県警察

本部ホームページ（URL：http://www.saganet.ne.jp/kenkei/）に

掲載する。

イ 附属書類

電子メールで、附属書類送付依頼書を添付し、平成16年5月24日（月）午後5時までに3の(1)に掲げるメールアドレスに送信すること。

附属書類は、送付依頼先に原則としてCD-ROMにより郵送する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 平成16年5月31日（月）午後5時

（郵送の場合は、平成16年5月28日（金）午後5時までに必着のこと。）
期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成16年6月4日（金）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなつたときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別生産開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

<p>ア 日時 平成16年6月18日(金) 午後2時</p> <p>(入札を郵送で行う場合には、「佐賀県警察行政手続電子化システムに係る入札書及び提案書在中」と書きし、平成16年6月17日(木)午後5時までで3の(1)に必着のこと。)</p> <p>イ 場所 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部別館3階小会議室</p> <p>(6) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成16年6月28日(月) 午後2時</p> <p>イ 場所 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部別館3階小会議室</p> <p>(7) 開札に関する事項</p> <p>開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。</p> <p>(8) 入札保証金及び契約保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第2項第1号又は第115条第3項に該当するときは免除する。</p> <p>(9) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。</p> <p>4 入札の方法に関する事項</p> <p>(1) 入札の方法</p> <p>ア 落札者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行うので、「総合評価のための提案書」を入札書とともに提出しなければならない。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。</p> <p>入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。</p> <p>また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札</p>	<p>価格」という。)に100分の105を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 再度入札は行わない。</p> <p>(2) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札並びに規則第110条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(3) 入札の撤回 入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。</p> <p>(4) 入札又は開札の中止 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。</p> <p>(5) 落札の無効 落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければならない。</p> <p>5 総合評価の方法及び落札者の決定方法</p> <p>(1) 前提要件 規則第105条の規定により作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件をすべて満たしているものでなければならぬ。</p> <p>(2) 落札者決定方法 落札者の決定方法については、入札価格が予定価格の限度の範囲内である者のうち、提案書評価による「技術点」と入札価格評価による「価格</p>
--	---

外

母

解 公 報

(五) 平成16年5月10日

3

点」の合計点が最も高い者を落札者とする。

なお、最高点者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 提案内容の評価方法

(1) 技術点の評価方法

ア 技術点の評価は「基礎点」、「技術評価点」及び「ライフサイクルコスト点」に分けて採点するものとする。そのうち、基礎点と技術評価点の評価基準は、別紙「評価基準」によるものとし、評価基準の評価区分を本委託業務への重要性及び必要性に照らし「必須」「最重要」「重要」「普通」とする。

イ 基礎点は評価区分の「必須」項目の要求要件をすべて満たしている提案に対し50点を与える。「必須」項目のうち1項目でも満たしていない場合は、要件要求を満たしていないものと判定し、技術評価点の評価を行わないものとする。

ウ 技術評価点は評価区分の「最重要」、「重要」、「普通」項目に対し、次表を参考にして加点する。

評価区分	評価		
	最重要	重要	普通
A 非常に優れている	30	20	10
B やや優れている	18	12	6
C 標準的である	6	4	2
D 劣っている	0	0	0

各提案者の技術点については、評価委員会の採点をもってその技術点

に係る得点とする。

エ ライフサイクルコスト点（保守に係る経費）の評価方法は、次の計算式により5年間の保守に係る経費（消費税及び地方消費税を含む。）を点数化するものとする（小数点以下は四捨五入する。）。

$$\text{点数} = (1 - 5 \text{年間保守経費} / \text{入札価格}) \times 400$$

ただし、ライフサイクルコストに係る保守業務内容が著しく劣っていると評価された場合、要求要件を満たしていないと判断される場合及び積算点数が負となる場合には0点とする。

また、提示された保守経費は、あくまでも技術提案の評価とするものであり、保守業務を委託する場合の契約金額となるものではない。

(2) 価格点の評価方法

価格点の評価はその入札価格に応じた点数化するものとする。点数化の方法については、次の計算式による（小数点以下は四捨五入する。）。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}) \times 400$$

(3) 技術点及び価格点の配分

点数は1,600点満点とし、得点配分は技術点を1,200点（基礎点50点及びライフサイクルコスト点400点を含む。）、価格点を400点とする。

また、技術点の評価項目ごとの配分は、次表のとおりとする。ただし、技術点のうちシステムのライフサイクルコスト項目については、特に重要な項目であることから、他の技術項目と評価を区別して、価格点に相当する点数配分を行う。

評価項目	点数配分
a-1 本業務委託に対する提案者の理解	※
a-2 本業務委託の仕様に対する提案者の理解	※
a-3 本業務に対する提案者における情報セキュリティに関する対策及び体制	※

小計 1	50(※)
b-1 本業務に対する認識	70
b-2 本業務の機能	210
b-3 本システムに対する考え方	220
b-4 本システム導入に対する考え方	50
b-5 業務の開発及び進め方	120
b-6 ライフサイクルコストに対する考え方	30
b-7 その他	50
小計 2	750
ライフサイクルコスト (保守に係る経費)	400
小計 3	400
合計 (小計 1 + 小計 2 + 小計 3)	1,200

※印は、必須項目のため基礎点数配分とする。

7 その他

(1) 当システムの実稼働に必要なハードウェア及びOS等に関する調達は、別途行う予定である。ただし、業務アプリケーションをカスタムメイドで構築する代わりに導入する各種市販パッケージソフトウェア、DBMS等のミドルウェア、佐賀県警察行政手続電子化システム独自の要件で必要となる運用ツール等のソフトウェアは、本調達に含まれる。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成の要否

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) (4)の場合において談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし入札を行うものとする。

(6) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。

(7) 佐賀県警察行政手続電子化システムに関する入札説明書等の交付を受けた者は、当該入札説明書等を本件委託業務手続以外の目的に供してはならない。

(8) 詳細は、入札説明書による。

8 Outline

(1) Details of the contract:

The design and development of an E-Police System (e-application system, prefectural portal and employee portal).

(2) Fulfillment Deadline:

From the day of the contract until March 31, 2005.

(3) Public notice of bid:

Available to Download From the Prefectural Police Website at : <http://www.saganet.ne.jp/kenkei/> (Between May 10, 2004 and May 24, 2004)

(4) Bidding will begin June 18, 2004 at 2:00 p.m. If sending bids by mail, this must be received by 5:00 p.m. on June 17, 2004.

Opening of sealed bids will begin on June 28, 2004 at 2:00p.m.

(5) Contact Details:

Finance Section , Police Administration Department
Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16

Matsubara Saga-City, Saga-Prefecture, Japan, 840-8540,
Tel 0952-24-1111
FAX 0952-24-5972
E-mail kenkei@po.saganet.ne.jp

佐賀県警察行政手続電子化システム設計・開発業務委託 評価基準

a 基本点項目

No	大項目	中項目	小項目	評価内容	評価区分
1	1 本業務委託に対する提案者の理解	1 背景と目的	1 佐賀県警察行政手続電子化システムについての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県警察行政手続電子化システムに関する基本的な考え方が明確に示され、かつ、それが「仕様書」に示した考え方を反映した妥当なものであること。 佐賀県警察行政手続電子化に対する本業務の位置付けが明確に記述されたものであること。 	必須
2		2 基本方針	1 電子申請、県警察ポータルサイト及び職員ポータルサイトにおける基本的な考え方に	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請、県警察ポータルサイト及び職員ポータルサイトの設計・開発についての基本的な考え方が明確に示され、かつ、それが「仕様書」に示した考え方を反映した妥当なものであること。 	必須
3	2 本業務委託の仕様に対する提案者の理解	1 業務システム全体構成	1 業務システム全体構成	<ul style="list-style-type: none"> 業務システム全体構成について図表を用いて具体的かつ的確に示されていること。 	必須
4		2 業務システムの処理概要	1 業務システムの処理概要	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システム、県警察ポータルサイト及び職員ポータルサイトを構成する各機能ごとに機能構成及び業務概要が具体的かつ的確に示されること。 	必須
5	3 本業務に対する情報セキュリティに関する対策及び体制	1 提案者における情報セキュリティ方針	1 提案者における情報セキュリティに対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本業務委託を受託した際に、提案者において実施する情報保護等のセキュリティ対策及び体制が具体的かつ的確に示されていること。 	必須

b 技術評価点項目					
No	大 項 目	中 項 目	小 項 目	評 価 内 容	評価区分
1	1 本業務に対する認識	1 警察行政電子化のスケジュール	1 警察行政電子化のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 他システムを含めた警察行政手続電子化全体のスケジュールについて、具体的かつ的確に示されていること。 他システムを含めた警察行政手続電子化全体の効果について、具体的かつ的確に示されていること。 他システムを含めた警察行政手続電子化の課題について、具体的かつ的確に示されていること。 上記への対応方法について具体的かつ的確に示されていること。 	普通
		2 警察行政手続電子化の効果	1 警察行政手続電子化の効果	<ul style="list-style-type: none"> 他システムを含めた警察行政手続電子化の課題について、具体的かつ的確に示されていること。 	重要
2	2 本業務の機能	1 本業務の機能	1 代理申請	<ul style="list-style-type: none"> 代理申請の実現方法が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> Webシステムを前提とした県民・企業端末へのプログラム等の配布方法が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
3	3 警察行政電子化を実現するにあたっての課題	1 情報提供機能の実現 (地図情報を含む。) 方式	1 情報提供機能の実現 (地図情報を含む。) 方式	<ul style="list-style-type: none"> 県民等への情報提供機能 (地図情報を含む。) について、網羅的かつ体系的に整理され示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> 大量の添付データの提出方法が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
4	4 情報提供機能	1 代理申請	1 代理申請	<ul style="list-style-type: none"> ID/パスワードの交付方法が具体的かつ的確に示されていること。 	最重要
				<ul style="list-style-type: none"> 補正指示を行う際の留意事項が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
5	5 補正指示	1 国等を経由される事務手続を電子化する際の実現方法が具体的かつ的確に示されていること。	1 電子申請システム内の原本保証対策が具体的かつ的確に示されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 公文書発行方法が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> システム連携 	重要
6	6 公文書発行	1 公文書発行	1 公文書発行	<ul style="list-style-type: none"> 警察行政手続電子化システムを構築するにあたり、他システムとの連携が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> システム連携 	重要
7	7 システム連携	1 システム連携	1 システム連携	<ul style="list-style-type: none"> 警察行政手続電子化システムを構築するにあたり、他システムとの連携が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> システム連携 	重要
8	8 システム連携	1 システム連携	1 システム連携	<ul style="list-style-type: none"> 警察行政手続電子化システムを構築するにあたり、他システムとの連携が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> システム連携 	重要
9	9 システム連携	1 システム連携	1 システム連携	<ul style="list-style-type: none"> 警察行政手続電子化システムを構築するにあたり、他システムとの連携が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> システム連携 	重要
10	10 システム連携	1 システム連携	1 システム連携	<ul style="list-style-type: none"> 警察行政手続電子化システムを構築するにあたり、他システムとの連携が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> システム連携 	重要
11	11 システム連携	1 システム連携	1 システム連携	<ul style="list-style-type: none"> 警察行政手続電子化システムを構築するにあたり、他システムとの連携が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> システム連携 	重要
12	12 システム連携	1 システム連携	1 システム連携	<ul style="list-style-type: none"> 警察行政手続電子化システムを構築するにあたり、他システムとの連携が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> システム連携 	重要
13	13 システム連携	1 システム連携	1 システム連携	<ul style="list-style-type: none"> 警察行政手続電子化システムを構築するにあたり、他システムとの連携が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				<ul style="list-style-type: none"> システム連携 	重要

14		2 データベース概要	1 データベースの仕様	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請システム、県警察ポータルサイト及び職員ポータルサイトに必要となるデータベース仕様をE-R図等を用いて具体的かつ的確に示されていること。 開発システムが装備すべき画面の操作性が具体的かつ的確に示されていること。 	重要	
15	3 本システムに対する考え方	1 操作性	1 画面の操作性	<ul style="list-style-type: none"> システムの処理性能を確保するための実現方式が具体的かつ的確に示されていること。 自システムのセキュリティを確保するための実現方式が具体的かつ的確に示されていること。 不正アクセス等により自システムに障害が発生した場合に、システムを維持するための方策が具体的かつ的確に示されていること。 	重要	
		2 性能	1 システムの処理性能		重要	
		3 安全性	1 セキュリティ		最重要	
18			2 認証方法	<ul style="list-style-type: none"> 申請者や県警察が発行する通知書/公文書に対する認証方法が具体的かつ的確に示されていること。 	最重要	
			3 ログ管理		<ul style="list-style-type: none"> システムへのアクセス等に関するログ管理について具体的かつ的確に示されていること。 	最重要
20		4 信頼性	1 システムの信頼性	<ul style="list-style-type: none"> システムの信頼性を確保するための実現方式が具体的かつ的確に示されていること。 	最重要	
21			5 拡張性	1 システムの拡張性	<ul style="list-style-type: none"> 将来の機能的な拡張を考慮したシステム機能の構成及び分割単位について、具体的かつ的確に示されていること。 	重要
			6 運用・保守	1 運用・保守	<ul style="list-style-type: none"> システムの運用・保守・管理における作業内容・体制が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
23				2 障害対応	<ul style="list-style-type: none"> 障害対応(緊急保守)における作業内容・体制が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				4 本システム導入に対する考え方	1 システム導入	<ul style="list-style-type: none"> システム導入についての基本的な考え方及び導入手順が具体的かつ的確に示されていること。
25				2 ハードウェアのオープン性・中立性	<ul style="list-style-type: none"> 提案するシステムが特定メーカーのハードウェア製品に依存しないことについて、具体的かつ的確に示されていること。 	重要
				2 システム研修	1 システム導入における研修の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 研修についての基本的な考え方及び研修方法が具体的に示されていること。
26						

27	5 業務の開発及び進め方	1 開発方法	1 開発言語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用する開発言語が具体的かつ的確に示されていること。 	普通
			2 開発手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム開発に対する効率的な開発手法が具体的かつ的確に示されていること。 	普通
28		2 開発体制	1 開発に必要な能力の確保及び供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム開発に必要と想定される能力を有するものが、プロジェクトメンバーとして参画することについて具体的かつ的確に示されていること。 	重要
			3 業務の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発・テストにおけるプロジェクト管理の考え方及び管理方法が具体的かつ的確に示されていること。 ・ 県警察との役割分担について、具体的かつ的確に示されていること。 	最重要
29			1 プロジェクト管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用試験についての考え方及び想定する作業項目・内容が具体的かつ的確に示されていること。 	最重要
			2 運用試験の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発システムの動作環境（ハードウェア要件・ソフトウェア要件及び接続要件）が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
30			3 システムの動作環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム運用開始年度のライオンシステム（保守に係る月額経費（工数・費用）作業内容）が具体的かつ的確に示されていること。 	重要
			1 保守業務	<ul style="list-style-type: none"> （業務内容は入札説明書内の「佐賀県警察行政手続電子化システム設計・開発業務委託評価基準書におけるライオンシステム要件の業務内容について」を参照のこと。） 	最重要
31	6 ライオンシステムコストに対する考え方	1 ライオンシステムコスト	1 企業としての取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質確保のための対外的な認定（申請中も含む。）は社内的な基準若しくは規定が具体的に示されていること。 	普通
			2 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成11年度以降の類似システムの開発実績（システム名・処理方式・規模）が具体的に示されていること。 	普通
32			3 本プロジェクトによる県内情報産業への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内産業が発展すると想定される内容について、具体的かつ的確に示されていること。 	最重要
			1 受託者に関するもの		
33	7 その他	1 受託者に関するもの	2 情報産業への貢献		
			3 本プロジェクトによる県内情報産業への貢献		
34			1 企業としての取組		
			2 実績		
35			3 本プロジェクトによる県内情報産業への貢献		
			1 受託者に関するもの		
36			2 実績		
			3 本プロジェクトによる県内情報産業への貢献		

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年五月十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）